

【反対討論】 難民保護制度の改善を求める意見書

自民党 青山聖子

ただいた提出されました議員提案第4号「難民保護制度の改善を求める意見書」に自由民主党を代表して反対の立場から、以下、申し上げます。

まず、本意見書の内容に入る前に、標題について指摘いたします。私が今さら申し上げるまでもなく、地方議会が発する意見書は、地方公共団体の公益に関することについて、議会の意思を意見としてまとめた公の文書であります。本会議つまり本日、賛否を諮り、可決されれば議長名で関係機関に提出され、その件名及び提出議会名は衆参両議院においては公報に掲載のうえ、関係委員会に参考送付される大変重みのあるものです。

本意見書の標題として用いられております「難民保護制度」という文言に関して、本文を拝読するに、正確には「難民認定制度」のことを指しているのだろうと推察するところです。「難民認定制度」は、いわゆる難民条約及び議定書の諸規定を国内で実施するため、1982年以降整備されてきた歴史があり、「出入国管理及び難民認定法（いわゆる入管法）」に包摂する制度として運用されてまいりました。入管法のもと広く公的にも浸透している「難民認定制度」という名称を使わず、わが国では制度化されていない「難民保護制度」という名称を標題に掲げた本意見書は、そもそも意見書としての体裁がなされておりません。出入国在留管理庁の公式ホームページ、さらには国会会議録検索システムで「難民認定制度」と検索いたしますと、政府与党の発言録のみならず野党の発言にも多くの該当件数がありました。一方「難民保護制度」という名称で検索したところ、該当する会議発言録はゼロ件であった旨も申し添えておきます。

さて、先の国会において、入管法の一部改正が成立したのは周知のとおりですが、それに先立ち野党5党5会派は、政府提出案への対案として「難民等保護法案」を新法として提出していた経緯があります。内容は「独立性がある第三者機関が難民認定を行う」等、本意見書に合致する箇所もあることから、対案名に合わせ意図的に「難民保護制度」という文言を用いたのではないかと解釈することもできますが、真意は提案者のみが知るところでしょう。

いずれにいたしましても、歴史と伝統ある川口市議会が提出する意見書として、標題には公的に正確な法令・制度名を用いていただきたい。内容を論じる以前の問題であり残念でなりません。

次に内容について若干申し上げます。

わが国では、真に生活に困窮すると認められた難民申請者に対しては、保護費という名目で1日1,600円の生活費、住宅費として月額6万円の他医療費等、毎月最大で10万8千円を支給しています。何ら根拠法令を持たないに

もかかわらず支給されているこの保護費は、1982年、かつての行政管理庁行政監察局が公表した「難民行政監察結果報告書」の勧告に基づくものであり、現在は外務省が所管しております。このような経済的支援を40年以上にもわたって行ってきたことから、わが国は難民申請者に対し最大限の理解と配慮のもと、人権を尊重してきたと考えるものであります。

また、令状主義を規定した憲法33条に関わり、退去強制令書を発付したことの可否を争う裁判において、昭和53年2月24日の神戸地裁では「収容は退去強制という行政目的を達成するために定められた行政手続きであって」とし、「憲法33条の令状主義の枠外にあるというべく同条違反の問題は直ちに生じるものではない」としたうえで、「憲法33条には違反するとは言い難い」という判決が示されました。

この判決は控訴審でも支持され、さらに上告審である昭和55年5月30日の最高裁判所第二小法廷の判決においても、神戸地裁の判決内容が認められたことを付言いたします。

以上、標題の不正確な名称に加え、その内容にも一部、事実誤認に基づいた記述が見受けられるため、本市議会が提出する意見書として相応しくないものと考え、本意見書に自民党として反対いたします。